

インドで改正特許規則(2019)が施行

2019年9月20日
JETROニューデリー

2019年9月17日、インド商工省産業・国内取引促進局(DPIIT)は、改正特許規則(2019)を公表¹し、同日付で施行した。本改正特許規則は、2018年12月4日付で公表²された特許規則改正案(2018)に基づくものである。

本改正特許規則の施行により、早期審査の要件(特許規則24C)、書類の配達及び送達(特許規則6)および手数料(特許規則7)に関する規定の変更等がなされた。

なお、今回の早期審査の要件改正により、日印特許審査ハイウェイ(PPH)の開始に基づいて早期審査申請を行う法令根拠がインド国内で整備されたことになる。

～主な規則改正の概要～

1. 早期審査の要件改正(特許規則24C)

以下に該当する特許出願が早期審査の対象として新たに追加された。

- 出願人が小規模団体(small entity)であること
 - 出願人が自然人である場合に、共同出願人のうちすべての出願人が自然人であること、もしくは共同出願人のうち一人でも女性が含まれていること
 - 出願人が政府系機関であること
 - 出願人が、中央政府もしくは州政府によって設立された機関であって、中央政府が所有もしくは管理する機関であること
 - 出願人が、2013年会社法第2条(45)において定義される「政府系企業」であること
 - 出願人が、政府によって全面的もしくは実質的に資金提供され設立された機関であること
 - 政府の要請に基づいて指定された産業に関連する出願であること
 - 出願人が、インド特許庁と他国特許庁との合意に従って出願を処理するための資格を有すること
- ※上記に基づいて提出された特許出願の特許性は当該法の関連規定に従うものとする。

2. 書類の配達及び送達(特許規則6)

特許規則6(1A)が以下のように変更された。

- 特許代理人は、すべての書類を適法に認証された電子送信によってのみ提出し、配達し、作成し又は差出さなければならない。
- 原本での提出を求められた書類については、原本を15日以内に提出する必要がある。提出されなかつた場合そのような書類は提出されなかつたものとみなされる。

3. その他

- スタートアップに関する手数料の手続きの変更(特許規則7)
→料金が指定されているすべての文書についてForm28を添付する必要がある
- 規則改正に伴う料金表の追加(PCT出願送信手数料・WIPODASへの証明書提出手数料)
→いすれも無料
- 特許規則第24C(c)～(j)新設に伴うForm記載事項の追加(Form18A)

以上

¹ http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/569_1_The_Patent_Amendment_Rules_2019_.pdf
² https://dipp.gov.in/sites/default/files/draft_PatentRule_10December2018.pdf